

第2回不適切会計処理等に関する調査特別委員会会議記録

開 閉 会 日 時	平成26年9月18日（木曜）午後 1時30分 開会			
	休憩 14:41-14:42			
	午後 2時47分 閉会			
会議場所	3階 本会議場			
出席委員 氏 名	委員長 常通 直人	委員岡崎榮太郎（欠席）	委 員 唯野 義勝	
	副委員長 藤森善一郎	委 員 齋藤 幸子	委 員 高橋 源	
	委 員 正村紀美子	委 員 梅津 伸子	委 員 柴田正博	
	委 員 吉田 敏郎	委 員 高橋 仁美		
	委 員 中野 武彦	委 員 西尾 一則		
	委 員 青木 定之	委 員 小椋 孝雄	議長 広瀬 重雄	
説 明 等 に 出 席 し た 者 の 氏 名	町長	宮西 義憲	総務課長補佐	二瓶 浩之
	副町長	齊藤 明彦	総務係長	江崎 健一
	総務課長	紺野 裕	管理係長	谷口 利幸
	建設都市整備課長	高橋 将英		
	企画財政課長	佐野 寿行		
	会計管理者	佐藤 三舟		
事務局職員	事務局長 西科 純	事務局次長 剣持和裕	書記 大石真澄	
『会議に付した事件と会議結果など』				
1 開 会				
2 議 件				
(1) 調査事項				
ア 再発防止策について				資料1
イ コンプライアンス条例案について				資料2
3 その他				
(1) 次回委員会の開催日程について				
(2) その他				
<hr/>				
(1) 調査事項				
ア 再発防止策について				資料1
<ul style="list-style-type: none"> ・紺野総務課長から説明後、質疑を行う。 ・中野委員： 全体的にはいいと考えるが、8Pの業者との関係が最も大事な倫理上の問題であるとする。原則としての記述があるが、具体的にはどういうことか。 ・総務課長： 業務上では例外もある。業者との対応時には記録を残すものである。 ・梅津委員： 6Pにコンプライアンス条例を制定するとあるが、これまでの2条例をなぜ廃止して、新しいコンプライアンス条例を制定するに至ったか。2条例のどこに 				

問題があつて、制定案に至つたか。

- ・総務課長： 先進自治体の例をみると、倫理条例と公益通報条例を束ねた条例がある。新たに職員の責務の規定を置いたところである。全文改正よりも新規条例案の制定を選択した。
- ・梅津委員： 新条例が必ず順守されるかどうかは注視していくしかないと考える。2条例があつたが、順守されなかったからということでもいいか。
- ・総務課長： 新しい条例に、新しい規定を盛り込んで再発防止に取り込むというものである。

イ コンプライアンス条例案について 資料2

- ・紺野総務課長から説明後、質疑を行う。
- ・西尾委員： 3 P、公益通報に関して総務課職員に対し、さらに委員会へと報告されるが直接にはならないか。
- ・総務課長： 直接もあろうが、より報告しやすい体制を考えた。
- ・西尾委員： 人選はどうなるか。
- ・総務課長： 内部職員を考えている。
- ・西尾委員： 設置規則には、町長が任命しとなっているが、そのようなかたちになるか。
- ・総務課長： 町長が任命する5人の職員を考えている。
- ・西尾委員： これまでは職員の責務がなかったから、起きたと考えるが、他自治体のように外部登用の考えはないか。
- ・総務課長： 弁護士などの登用もありうる。
- ・西尾委員： 以前の条例にもアドバイザー登用も記載があつたが、外部登用を明記しないのか。
- ・総務課長： 通報の内容に基づいて、外部登用も考えるというものである。
- ・梅津委員： 3 P、第7条、「何人も」とあるが、陳情などの保障を明確にすべきではないか。
- ・総務課長： 不当要求行為については、用語の意義に記載しているとおり。正当な陳情は相当しない。
- ・梅津委員： 不当要求行為とあるが、他の自治体では特定要求行為を設置しているが、検討は。
- ・総務課長： 職務に関してとなる。特定要求行為については、職員が厳守する内容に盛り込んでいる。
- ・梅津委員： 町民が町政に対するチェックを行うことを保障することを明記しないか。
- ・宮西町長： あらゆるものを全て網羅するというよりも、網羅していなかったものを明記した。町民に関する権利は、網羅されていない。
- ・梅津委員： 行政には、2度と起こさない決意を固めてほしいし、議会は許さないということでの条例制定案である。外部登用については、設置をすべきと考える。
- ・町長： 町長の姿勢に問題があつたということである。どのような場合でも職員が発見したときには、報告しやすさをルール化するものである。
- ・中野委員： 相談員が委員会にどのようなことでも通報するのか。

- ・総務課長： 全て委員会に報告するものである。
- ・中野委員： 先進地を調査して策定していると思うが、他の自治体でどの程度の通報があるか。
- ・総務課長： 把握していない。
- ・中野委員： 懸念しているのは、順守されるかどうかである。不利益を講じて対処しなければならない職員が多くいる。正義感の強い職員が通報する。それを順守しなければならないと考えるが。
- ・町長： コンプライアンス条例を策定すれば、全て順守されるというものではない。地方公務員法、地方自治法などを補完するために条例がある。
- ・唯野委員： こういう条例が無いのが最も望ましいことであり、残念である。実際に通常順守されないとならない。公益通報に関しては、これまでの条例が順守されていなかった。言いやすさなどを考えて第三者機関をつくってはと考える。
- ・町長： 早期に課題解決を進めてとあったが、全ての職員が練り上げたのは、全国の先進事例と言われる手法に取り組んだことに御理解いただきたい。
- ・総務課長： 当初は相談員を設置していなかったが、2度と職員が不祥事を起こさないということで設置したものである。
- ・唯野委員： 通常からコミュニケーションを取るよう努力いただきたい。条例がなければいいという声があれば本当はよかったが。
- ・町長： 職員の意識の差はあるのは事実。再発防止のための研修を職員参加により行ってきた。自分が参加して行った責任感はある。3期目の町長公約にも参加の重要性などは掲げたところである。
- ・西尾委員： 事件が起きた際、ホットボイスなども入ったが対処できなかった。その時点で、コンプライアンス条例があっても起きた可能性はあるのでは。
- ・町長： 2度と事件を起こさないという意味は固いものがある。

自由討議 なし

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について 正副委員長一任

(2) その他

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	1名	合計	1名
------	-----	----	-------	----	----	----

記載のとおり報告する。

平成26年9月18日

不適切会計処理等に関する調査特別委員会委員長 常通 直人